

4 資料編

(1) 修復資料リスト(請求記号順)

東京都立中央図書館特別文庫係

* 下記対照番号は、2(6)「修理状況一覧表」の通し番号である。

対照 番号	請求記号		名称(東京誌料分類目録)	数量	単位	修復 年度
80	6151	02	江戸御城之絵図	1	舗	平成16
1	6151	03	江戸御城総絵図	1	舗	平成13
81	6151	04	江戸城御本丸御表御中奥御大奥総絵図	1	舗	平成16
2	6158	10	見合帳	1	冊	平成13
46	616	01	江戸城御本丸表中奥御殿向並御やぐら御多門共屋根水取絵図(万延度)	1	舗	平成14
47	616	03	江戸城御本丸表中奥御殿向並御やぐら御多門共惣地絵図(万延度)	1	舗	平成14
3	616	14	江戸城御本丸御表御中奥御殿向御やぐら御多門共総絵図	1	舗	平成13
4	616	34	[御本丸屋根形之図]	1	舗	平成13
5	616	37	御本丸御表方惣絵図	1	舗	平成13
50	616	39	御本丸表奥御殿向総絵図	1	舗	平成15
6	6161	05	御本丸御座之間御茶所御張出萩之廊下御用場御廊下御屋根天井共御油煙出絵図	1	舗	平成13
7	6161	16	御本丸御座之間両妻破風絵図[十分の一]	1	舗	平成13
51	6162	02	御本丸大広間本棟鬼板正寸	1	舗	平成15
52	6162	03	御本丸大広間大棟三ツ花懸魚正寸	1	舗	平成15
8	6162	07	御本丸大広間軒化粧(十分ノ一)	1	舗	平成13
53	6162	08	御本丸大広間地絵図(百分ノ一)	1	舗	平成15
82	6162	09	御本丸大広間地絵図(御柱調)	1	舗	平成16
9	6162	38	御本丸大広間御上段御中段格天井割絵図	1	舗	平成13
10	6162	49	御本丸大広間南御正面改口ニヶ所鬼板正寸	1	舗	平成13
11	6162	52	御本丸大広間御駕籠台唐破風懸魚絵様正寸	1	舗	平成13
12	6162	55	大広間御駕籠台虹梁絵様正寸	1	舗	平成13
54	6162	56	御本丸御駕籠台手挟正寸	1	舗	平成15
55	6162	57	御本丸大広間御駕籠台唐戸三ツ斗正寸絵図	1	舗	平成15
83	6162	58	御本丸大広間御駕籠台板唐戸上暮股正寸	1	舗	平成16
13	6162	59	御本丸大広間表戸袋絵振板正寸	1	舗	平成13
56	6162	63	御本丸大広間御中門鬼板正寸絵図	1	舗	平成15
14	6162	64	御本丸大広間中坪改口下り棟鬼板正寸絵図	1	舗	平成13
84	6162	71	御本丸大広間御四之間格天井割絵図	1	舗	平成16
85	6163	05	御本丸御黒書院御正面二十分ノ一建地割絵図	1	舗	平成16
15	6164	03	御本丸御白書院妻二十分ノ一建地割絵図	1	舗	平成13
86	6164	14	御本丸御白書院南側矩斗	1	舗	平成16
16	6165	11	御本丸御控座敷御成廊下御側衆部屋御用部屋時計之間、奥御右筆所中之間、羽目之間、山吹之間其外共土台絵図	1	舗	平成13
87	6165	12	御本丸御控座敷御成廊下御側衆部屋御用部屋時計之間、奥御右筆所中之間、羽目之間、山吹之間其外共足元之図	1	舗	平成16
17	6165	35	御本丸菊之間鷹之間芙蓉之間竹之間土台絵図	1	舗	平成13
18	6165	38	御本丸竹之間、鷹之間、芙蓉之間、菊之間折廻し御入側細廊下地絵図	1	舗	平成13
19	6165	45	御本丸桔梗之間并御入側共軒矩斗	1	舗	平成13
20	6165	46	御本丸御高盛式階家并揚裏天井物置共矩斗	1	舗	平成13
21	6165	47	御本丸表新部屋新番所御高盛桔梗之間表上壱式之間御城付詰所次献之間小間遣部屋土台絵図	1	舗	平成13
22	6165	51	虎之間建地割	1	舗	平成13

23	6165	54	御本丸大広間御納戸構戸袋絵図	1	舗	平成13
88	6166	03	御本丸御小座舗掛魚六葉正寸	1	舗	平成16
24	6166	06	御本丸御小座敷鬼板正寸	1	舗	平成13
57	6166	11	御本丸御休息御入側木瓜形御窓絵様正寸	1	舗	平成15
58	6166	22	楓之間続き新御茶屋起絵図控	1	舗	
25	6166	25	御本丸御休息御小座敷上御小納戸御駕籠台屋根絵図	1	舗	平成13
26	6166	30	御本丸御膳建拾畳之間、笹之間御側衆其外共土台絵図	1	舗	平成13
59	6166	33	御本丸御膳建拾畳之間笹之間、御側御用人衆部屋御側衆御談部屋下御納戸中御湯殿御拭板之間御薬部屋御新廊下地絵図	1	舗	平成15
27	6166	36	御本丸御新座敷小屋絵図	1	舗	平成13
89	6166	37	御本丸御風呂屋向御側衆着替所夜具部屋其外共土台絵図	1	舗	平成16
28	6166	41	御本丸御風呂屋向御側衆着替所夜具部屋其外共地絵図	1	舗	平成13
29	6166	42	御本丸御風呂屋向御側衆着替所夜具部屋其外共地絵図	1	舗	平成13
30	6166	44	奥下部屋向御風呂屋口御玄関小屋絵図	1	舗	平成13
31	6166	45	御本丸御風呂屋口御玄関奥下部屋向地絵図	1	舗	平成13
32	6166	48	御本丸奥下部屋向御修復地絵図	1	舗	平成13
60	6166	70	御本丸御小納戸衆西部屋二階室並椽側共矩斗	1	舗	平成15
33	6166	78	御休息御棚唐戸大地割	1	舗	平成13
61	6167	09	御本丸当番所拾分壹矩斗絵図	1	舗	平成15
34	6167	25	奥下部屋向御風呂屋口御玄関土台絵図	1	舗	平成13
108	6167	D3	御本丸表玄関等絵図	1	巻	平成16
35	6168	03	御本丸柳之間折廻し御廊下矩斗	1	舗	平成13
36	6169	12	御本丸表御舞台正面拾分一建地割絵図	1	舗	平成13
37	6169	13	御本丸表御舞台建地割絵図	1	舗	平成13
38	6169	14	御本丸表御舞台瓶地絵図 五十分ノ一	1	舗	平成13
39	6169	15	御本丸表御舞台御橋掛り建地割絵図	1	舗	平成13
40	6169	17	御本丸表御舞台小屋組絵図	1	舗	平成13
62	6169	19	御本丸西丸御舞台御後座右側御絵正寸	1	舗	平成15
63	6169	20	御本丸表御舞台平建地割 十分ノ一	1	舗	平成15
64	6169	23	御本丸西丸御舞台正面御絵正寸	1	舗	平成15
90	6169	25	御本丸表御舞台臺股正寸	1	舗	平成16
41	6169	31	御本丸表御舞台小屋梁配絵図	1	舗	平成13
48	6171	04	江戸御城西丸仮御殿向地絵図	1	舗	平成14
42	6171	09	西丸仮御殿御中奥御廊下取置床力并両開彫子縁正寸絵図	1	舗	平成13
43	6171	16	西丸仮御殿殿上之間遠侍御道具置所足堅×大引絵図	1	舗	平成13
65	6171	18	江戸城西丸仮御殿大広間妻の方式拾歩一建地割	1	舗	平成15
66	6171	21	江戸城西丸仮御殿総地絵図	1	舗	平成15
44	6171	23	西丸表御舞台足堅大引絵図	1	舗	平成13
91	6171	25	元禄度江戸城西丸御表御中奥御殿向総絵図	1	舗	平成16
92	6171	32	西丸仮御殿御玄関御正面建地割	1	舗	平成16
93	6171	41	西丸仮御殿惣絵図	1	舗	平成16
94	6171	45	西丸御舞台三ツ斗正寸絵図	1	舗	平成16
67	6171	56	大広間後御入側御切目椽上妻戸絵図	1	舗	平成15
95	6171	62	西丸仮御殿総絵図	1	舗	平成16
68	6171	63	西丸御殿	1	舗	平成15
96	6171	64	西丸仮御殿向絵図	1	舗	平成16
97	6171	65	[西丸仮御殿向絵図]	1	舗	平成16
98	6171	70	西丸二重橋建地割	1	舗	平成16
49	6171	75	江戸御城西丸仮御殿向屋根水取絵図	1	舗	平成14
69	6174	03	江戸御城内北之丸様御舞台	1	舗	平成15
99	6176	04	吹上御苑之図	1	枚	平成16

100	6176	05		吹上元御花畠絵図	1	舗	平成16
106	6181	02		御本丸大奥御殿御床棚絵図	1	帖	平成16
70	6181	04		[御本丸大奥絵図]	1	枚	平成15
71	6182	04		西丸大奥向絵図	1	舗	平成15
72	6191	02		江戸城御本丸御天守台絵図	1	枚	平成15
73	6192	05		御本丸御台所前三重御櫓妻(二十分ノ一)建地割	1	舗	平成15
74	6192	06		御本丸御書院渡御櫓(十分ノ一)絵図	1	舗	平成15
101	6192	11		御台所前三重御櫓軒茅屑反り元絵図	1	枚	平成16
75	6192	13		[御本丸御書院式重御櫓等矩斗原図]	1	枚	平成15
76	6192	18		二重御櫓絵図	1	舗	平成15
45	6192	22		三重御櫓絵図 二十分ノ一	1	舗	平成13
107	6194	02		江戸城御外郭御門絵図	1	帖	平成16
77	6194	04		神田橋冠木御門妻地割 二十分ノ一(三枚ノ内一)	1	舗	平成15
78	6194	05	1	神田橋冠木御門平地割 二十分ノ一	1	舗	平成15
	6194	05	2	神田橋冠木御門平地割 二十分ノ一	1	枚	
102	6194	06		櫓多門之部冠木門ノ図	1	舗	平成16
103	6195	05		御本丸御風呂屋口御門矩斗	1	舗	平成16
104	6195	06		御本丸御楽屋脇腕木御門建地割	1	舗	平成16
105	6195	07		御本丸表御楽屋脇木戸御門建地割	1	舗	平成16
79	6195	09		御本丸中之口御門懸魚正寸	1	舗	平成15

注 名称について

- 『東京誌料分類目録 その1』(東京都立日比谷図書館 昭和34年)による。文字違いも同目録のとおりとした。
ただし、明らかな誤りはこれを訂正した。(「矩斗」の文字違いは正しくは「矩計」であるが、そのまま記載した。)
- 内題、外題等により名称が異なるところもある。これについては、公開中の東京都立図書館ホームページの貴重資料画像データベースで、「江戸城造営関係資料」全点の書誌データを検索できる。

(2) 連絡会記録

回	開催月日	検討事項
平成13年度		
第1回	7月5日	出席者：12名 ● 議題：修復の基本原則、修理方法、仕様の確認。資料の折畳み方、資料の収納方法、保存箱の規格。資料の撮影方法。質問事項5題。 ● 回答：所有者、管理者である図書館の根本方針をはっきりさせる。保存、管理方法を利用状況と勘案し、保存・活用と文化財の価値をどこで折り合うかを検討する。
第2回	9月4日	出席者：9名 ● 報告：図書館の検討結果 修復の根本方針「修復資料の保存及び活用方針」 ● 議題：個別の修復仕様の確認、裏打紙一戻す必要のあるもの、本紙が不整形一補紙の必要性 等、15点について検討。保存箱・畳紙の試作品を検討。
第3回	10月16日	出席者：10名 ● 中間検査 45点について工程の報告を受け、汚れ除去、旧裏打紙除去後の本紙の状態等進行状況を確認。濃いシミは色が薄くなり、墨の滲み等は全くなし。 ● 議題：保存箱・畳紙の試作品を検討。
第4回	2月8日	出席者：11名 ● 議題：貼紙の修復方針、修正図、2階図面の場合により戻し方と糊付け位置。保存箱(大型・小型)と畳紙の規格、製作数。 ● 資料15点について修理方法(貼紙、綴じ穴、袋等)を検討、決定。
第5回	3月19日	出席者：11名 ● 議題：大型図(616-14)の折畳み方、元の地図畳から折数を少なくする。小紙片(修正紙)の貼戻し位置(6166-42)。 ● 完了検査(図44、冊子1点) 裏打紙、補紙、貼紙、虫損繕い、欠損箇所、継ぎ直し等の状態を確認。
平成14年度		
第1回	4月16日	出席者：11名 ● 議題：修復資料(超大型図4点) 実見、裏打紙、貼紙の修理方法。撮影方法：超大型図撮影の実施条件。 ● 次回までの調査課題：甲良氏大棟梁職について一覧表
第2回	7月26日	出席者：15名 ● 報告：甲良氏歴代一覧、図書館内での修理履歴(昭和36年以降の館内外修繕)。 ● 議題：修復方法一本紙と裏打紙の紙質検査結果、旧裏打紙を採用するか、図面のズレ、貼紙の裏打・糊付け位置、裏打紙の紙質等について検討。
第3回	10月15日	出席者：8名 ● 中間検査 4点について修復作業進行状況を確認：貼紙、表紙等取外し、剥落止め、旧裏打紙除去、継ぎ直し、汚れ除去等。図は3～8分割状態、作業工程は順調に進行中。紙質検査の写真を確認。 ● 議題：修復方法一本紙の折畳み方は、縦横半分の折数にし元の4倍とする。収納方法一保存箱は専用四方帙とする。
第4回	2月14日	出席者：13名 ● 議題：修復方法一今年度修理方法の最終仕様(本紙の折畳み方、貼紙の畳み方、裏打ちの重ね方、表紙の取扱い等)を検討、修復後の折畳み方、本紙の裁ち方、修正図別保存を決定。収納方法一保存箱外側の布の貼り方、専用四方帙の作製方法(材質、形態)。

第5回	3月26日	出席者：10名 ● 議題：資料の折畳み方。取扱い方実演、ビデオ撮影。 ● 完了検査(資料4点) 収納方法一本紙に添え紙、貼紙に保護袋をつけ、折り目に布団を挟み、専用箱に1点ずつ収納。
平成15年度		
第1回	5月16日	出席者：13名 ● 議題：修復資料(30点、大型図7点を含む)実見。 修復方法：今年度の基本方針、汚れ、裏打ち、畳み直し等。 3年目なので大きな問題になるものは少ない。 ● 資料の折り畳み方 616-14(仮巻1点H13年度修復分について山折、谷折を確認)
第2回	9月3日	出席者：11名 ● 報告：撮影記録、進行状況、剥落止めが済み、繕いの準備をしている。 ● 議題：修復方法—30点の現在の状況。本紙と裏打・貼紙・足し紙の構造、継ぎ手のズレ、紙背情報等について検討。この後、解体に入り、クリーニング、繕いをする。 ● 大型図専用の四方帙—畳み方を検討してから決める。
第3回	10月15日	出席者：8名 ● 中間検査 30点の修復作業進行状況を確認。写真撮影(修復前)、状況調査、修理記録整備、貼紙、修正紙等取外し、剥落止め、旧裏打紙除去、継ぎ直し、汚れ除去等、作業は滞りなく進んでいる。 ● 報告 裏打紙の紙質検査の結果：楮、三極の他にパルプ、ワラが入っていた。裏打紙の再利用については検討が必要。 ● 議題：修理方法—裏打紙が明らかにパルプのもの、ヘラあと、キラ、針穴、綴穴のあるもの、大型図で畳み直しのみとなっているものについて等検討。保存箱の作製数—統一規格の大型：21組、専用四方帙：7組。
第4回	1月20日	出席者：7名 ● 進行状況：補紙が全部すんだところ、本格的な裏打はこれから行う。 ● 議題：修復方法—裏打の状態により種別に30点を見る。Ⅰ：まくり9点、Ⅱ：1回裏打14点、Ⅲ：2回裏打7点 ● 「東京都立図書館重要文化財利用要綱」策定について、図書館から説明。 ● 裏面に朱線のある2点は、研究者に意見を伺う。
第5回	2月24日	出席者：11名 ● 議題：修復方法—裏打紙の戻し方、裏打をせず本紙のみで維持できるかどうかを確認。裏面に朱線のある2点は、裏を打たない。畳み直しのみのものであったものも、紙質検査の結果、裏打紙を除去、新規に取り替える。貼紙の糊付け位置、小紙片の位置を検討。収納方法—修復後の折畳み方、保存箱への収め方を検討、決定。
第6回	3月26日	出席者：9名 ● 完了検査(資料30点) 修復結果を確認：補紙(虫損繕い)、貼紙・修正紙等貼戻し、裏打紙(再用、新規、除去)、汚れ除去、継ぎ直し、折畳み、仕上げ等。 保存箱：大型図専用箱7点(折り目に布団を入れ、1点ずつ収納)
平成16年度		
第1回	6月22日	出席者：14名 ● 議題：修復資料(29点、折本・卷子を含む)実見。 資料：「資料状況表」(裏打ち回数、紙背情報等を記録) 修復方法—今年度

		の基本方針、個別の作業仕様を確認。指図－裏打紙等の再利用については、初年度と考え方を変更。6169-25の貼紙、附箋の貼付について検討。
第2回	9月28日	出席者：10名 ● 報告：裏打紙の取扱の再点検作業 資料：「平成13、14、15年度修理分仕様分類表」、紙質検査（高知県立紙産業技術センター調査）の結果。 ● 議題：上記報告を受け、裏打紙再利用の検討と修理方針との照合を行い、過去の判断に間違いはなかったと結論。修復方法－進行状況：裏打をはがしクリーニングし、補紙の段階。個別の修復：指図は、本紙と裏打・貼紙・足し紙の構造、継ぎ手のズレ、紙背情報、補紙等について、折本・卷子は、表紙、仕立てについて検討。 ● 細長い紙片のある指図2点は、研究者の意見を待つ。
第3回	10月29日	出席者：8名 ● 中間検査 29点の修復作業進行状況を確認：写真撮影（修復前）、状態調査、修理記録整備、貼紙、修正紙等取外し、剥落止め、旧裏打紙除去、継ぎ手継ぎ直し、汚れ除去、虫損の補紙の手当て等。修復方針通り進行中、問題はない。 ● 議題：卷子(6167-D3) 貼紙を外し、糊位置を確認したところ。本紙1枚ずつの継ぎ方、貼紙の糊付方法は未定。研究者に助言を仰ぎ検討資料を作成し、保存と研究両方の立場から検討することとする。
第4回	2月8日	出席者：11名 ● 議題：修復方法－卷子(6167-D3) 貼紙について研究者が所見を説明、めくれるよう要望。指図2点の細長い紙片は、修正紙か否か説明あり。折本2点－表紙新調。指図残りの24点について本紙の折畳み方を中心に今年度修理の最終仕様を検討。
第5回	3月28日	出席者：10名 ● 完了検査(資料29点) 修復結果を確認：補紙(虫損繕い)、貼紙・修正紙等貼戻し、裏打紙(再用、新規)、本紙、貼紙等折畳み・仕上げ、表紙新調取付、収納容器新調(折本・卷子)。 卷子(6167-D3)は本紙のみ元の卷子装に仕上げ、貼紙は記録を充実し別保存とする。

会 場：半田九清堂

出席者：平成13～16年度の連絡会に出席した関係者を記載。年度により交替した者は（ ）内に担当年度を記載。

文化庁 佐々木利和主任調査官、田良島哲調査官、富坂賢調査官、松本純子技官
専門委員 平井聖（昭和女子大学学長）

増田勝彦（東京都文化財審議委員、昭和女子大学教授）

教育庁文化財保護係 原眞麻子、澤井妙子（H13）、城道精二（H15）、田中和明（H15～16）

教育庁総務部教育政策室予算係、社会教育課施設係等からも、随時関係者が出席

東京都立中央図書館

大野芳雄参事（総務課長兼務）（H14）、古沢公英（H13）・村田満子（H14）両情報サービス課長

経理係 鈴木輝一（H13）、廣澤匡彦（H13）、松元保子（H14）、伴内弘昭（H15）、渡敏之（H16）

収書係 真野節雄（H16）

特別文庫係 高木紀子（H13）、加藤里絵（H14）、小川恵美子（H15）、青木明子（H16）

資料保存担当 川村由紀子

半田九清堂 半田達二（H13～14）、半田昌規（H15～16）、半田幾子、川端誠、
佐々木立美（H13～14）、佐伯勇成（H15～16）

(3) 用語解説

用語	ヨミ	説明	該当 p
修復・保存関係			
押し	オシ	圧（あつ）をかける。軽くても重くてもプレスすること。	13, 16
解体修理	カイタイシユウリ	表具や裏打紙を除去、本紙の継目を外す等の解体をして修理すること。	13, 14
四方帙	シホウチツ	書物を保護のため包みくるむもの。普通の帙の裏面上下に本の天地面を覆う羽のついたもの。	30
生麩糊	ショウフノリ	小麦粉澱粉糊。小麦粉から取出した澱粉質の接着剤。粉末の生麩を適量の水で溶き、攪拌しながら加熱して作る。新糊と古糊を性質に応じて使い分ける。	9
新糊	シンノリ	生麩糊。小麦粉澱粉糊の煮たばかりのもの。接着力が強い。	11, 13, 15, 16
新規	シンキ	原資料成立当初の材料を使用しないで、新たな材料を用いて修理すること。	8, 11, 12, 13
添え紙	ソエガミ	貼り紙が多数ある超大型図を折畳む面に添えた縦長の紙。楮紙を用いた。	37
台紙	ダイシ	本紙の下全体に貼り込まれた紙。色付の紙が意匠的に用いられていることもある。	15, 16, 17, 26, 30,
足し紙	タシガミ	本紙の周囲に足された紙。文字や線が本紙に延長して書込まれていることもある。	5, 8, 11, 15, 16
畳紙	タトウ	保存容器。たたんで原資料を収納するようにした紙挟みのこと。底は中性紙厚紙、四方の覆いは保護用薄中性紙で作製した。	29, 30, 31, 36
地図畳み	チズダタミ	縦に蛇腹折りしてから、横に折る畳み方。大きい本紙の折畳み方で、保存上大きく折るほうが望ましい場合は、折り数を少なくして収納可能な寸法に畳み直した。	5, 13
虫損	チュウソン	虫食いの害に逢った個所。虫が書物の糊を食って穴を作るとされる。	4, 6, 7, 11, 14, 15
継ぎ手	ツギテ	紙継ぎ部分の糊代（のりしろ）。	4, 7, 9, 10, 12, 14, 16, 17
継ぎ直し	ツギナオシ	本紙の継目のズレや離れを直すこと。文字や線のズレが直される。	4, 11, 12
糊離れ	ノリバナレ	紙の継目など、糊付けした部分がはがれていること。「糊浮き」、「糊はがれ」ともいう。	7
剥落止め	ハクラクドメ	経年に伴いにかわの接着力の低下した絵の具層や朱、状況に応じて墨に、膠水などを補う作業。	10, 11, 14, 15
肌裏打ち	ハダウラウチ	本紙の紙肌に直接裏打ちすること。薄美濃紙がよく用いられる。	9, 11, 14, 15, 16
発装、八双	ハッソウ	卷子本の端が損じないように添加した竹のひご（押さえ竹）。竹の代わりに、表紙の左端の部分を折り曲げて一段高くし、押さえ竹の代りにしたものもあり、冊子の形に多く用いられている。	17
貼り紙	ハリガミ	本紙表面に貼り込まれた図。修正紙、二階図面などがある。「掛け紙」ともいう。→建築関係	iii, 5, 13, 15, 16, 30

(3) 用語解説

古糊	フルノリ	小麦粉澱粉糊を数年間寝かせておいたもの。カビが生えにくく、接着力は弱まっている。	16
保護袋	ホゴブクロ	超大型図で貼り紙が多数重なったところを保護するためにとりつけた袋。雁皮紙を用いた。	37
補紙	ホシ	本紙、修正紙等の虫損や欠損部を繕う紙、及びその作業。欠損等の状態により、似よりの紙で行う場合と、明かに異なることが分かる紙で行う場合がある。	4, 7, 8, 11, 12, 14, 16
保存箱	ホゾンバコ	収納容器。大型と小型の統一規格、超大型図には専用箱を作製した。	1, 17, 29, 30, 31
本紙	ホンシ	図面の本体となる紙。周囲に足し紙、裏に裏打紙、下に台紙などが加えられている場合がある。	15, 16, 17, 2
まくり	マクリ	裏打ち紙のない、本紙のみの状態のもの。	4
増裏打ち	マシウラウチ	肌裏打ちしたあと、二回目あるいは三回目の裏打ちをすること。	7, 11, 14, 15
水裏打ち	ミズウラウチ	仮裏打ちによって汚れ、シミなどを除去する方法。薬品を使わず、濾過水で汚れを本紙の裏側に吸い取る。	
元装	モトソウ	修理をする前の装丁。当初できた時のままの装丁「原装」（はじめの意のモト）とは区別して用いたこともある。	4, 5, 7, 14, 15
矢車	ヤシャ	茶色染料となるカバノキ科の落葉高木、榛（ハンノキ）の実。古色付けなどに使用される。	15, 17
濾過水	ロカスイ	フィルター、粒状活性墨の濾過器を通し、塵、ごみ、鉄分、塩素などを除去した水。	9, 10, 12

建築関係

起絵図	オコシエズ	壁や間仕切りの図を立体的に立て起こして室内の状況を把握できるようにした図。図面と模型の中間的なもの。	30
矩計図	カナバカリズ	断面図。建物の高さを示す、軒先を含む外壁部分の垂直断面図。「矩斗」の字を当てることもある。	ii, 33, 34, 35
指図	サシズ	建築設計図面	ii, 1
地絵図	ジエズ	平面図。間取りなどの平面構成を示す図。	ii
修正紙	シュウセイシ	建物の設計変更などを表す貼紙。紙全面に糊付し、下はめくって見られない。糊付位置に割印をしてあるものもある。	13
正寸図	ショウスズ	実物大の実寸図。	iii, 33, 34, 35
建地割図	タテジワリズ	立面図または、立・断面図。立面と軒の断面を1枚で表現した図面、あるいは、軒先だけでなく建物全体の断面を表した図面。	ii, iv, 33, 34, 35
二階図面	ニカイズメン	建物の二階部分を描いた貼紙。糊付位置は一辺が棒状、めくって下を見られるようになっている。階下には上がり口となる階段が描かれている。	5, 8, 13
伏図	フセズ	構造的な仕組を表す平面図。基礎伏図・床伏図・天井伏図・屋根伏図などがある。図面名称では、「土台絵図」「足堅メ絵図」「天井割絵図」「屋根水取絵図」などとなっている。	iii, 33, 34, 35

(3) 用語解説

紙関係

GP	グランドパルプ	木材を粉砕して得たパルプ。	15
IL ティッ シユ	アイエルティ ツシユ	保存用の薄紙。原資料を1点ずつ挟んで畳紙内に収納するのに用いた。 (商品名)	29, 31
薄美濃紙	ウスミノガミ	美濃紙の薄口のもの。普通的美濃紙に比べてより入念に精選された楮を原料とし、流し漉きの薄くて強い紙。表装の裏打ちに最も多く使用される。	12, 15, 20~27
薄様	ウスヨウ	薄く漉いた紙。主に薄い雁皮紙を指す。	29
宇陀紙	ウダガミ	総裏打用の楮紙。大和吉野の国栖地域で漉かれ、地元産の石灰岩粉末を混入する。もとは国栖紙(くずがみ)と呼ばれ、宇陀郡の商人が出荷したことに由来して現在の呼称に。	20, 27
雁皮紙(斐 紙)	ガンピシ(ヒ シ)	雁皮を原料として漉いた和紙。紙肌は滑らかで光沢がある。繊維は細く短い。	27
楮紙	コウゾガミ、 チョシ	楮を原料にした繊維が長く強靱な和紙。美濃紙、細川紙などの種類がある。	9, 12, 13, 20~27
絁唐紙	シケドウシ	絁絹のような文様をもつ紙。刷毛によって描く。	6, 7, 14
中性紙	チュウセイシ	紙面の酸性度(PH)が6.5程度の中性の紙。	9, 16, 29, 30
填料	テンリョウ	製紙のときに紙料液に配合する植物性、鉱物性の粉末等の添加物。米粉、炭酸カルシウム等を紙の種類に応じて用いる。	12
細川紙	ホソカワガミ	厚くて丈夫な楮紙。主に襖や屏風の下張りに使うが、日本画の裏打ちにも使われることが多い。埼玉県比企郡小川町で作られた厚手の楮紙。	29
悠久紙	ユウキュウシ	五箇山紙の商品名。地元産の楮を雪で晒し、木槌で手打をする古法で作られている。(富山県東砺波郡平村)	20~27

注 記

本報告書で用いられている語のうち、誤解を招きやすいもの、解釈を限定して用いたものについて説明した。

- 1 一般的用語 理解を助けるよう簡潔に説明した。
- 2 本報告書内での解釈 上記のような意味に解釈して用いた。
- 3 周辺用語 修復・保存、建築、紙関係の用語で本報告書を読む参考となる用語について取り上げた。
- 4 建築用語 本資料群の名称中に用いられている代表的な用語を、解説の意味で若干補足した。

参考文献

- 1 『よみがえる日本画—伝統と継承・1000年の知恵—』東京芸術大学大学院美術研究科文化財保存学日本画研究室編集 東京芸術大学大学美術館協力会 2001
- 2 別冊太陽『和紙と暮らす—よき紙、うつくしき里、古き手わざ—』増田勝彦監修 平凡社 2004.11
- 3 『和紙文化辞典』久米康生著 わがみ堂 1995.10
- 4 『日本古典籍書誌学辞典』岩波書店 1999.3
- 5 『日本書誌学用語事典』川瀬一馬著 雄松堂出版 1982.10
- 6 『建築大辞典 第2版』彰国社 1993.6

(4) 江戸城諸御殿造営略年表

西暦	和暦	本丸御殿	西の丸御殿	二の丸御殿その他
1590	天正 18	8.1 家康入城		
1593-4	文禄 2-3		創設	
1601	慶長 6		造営	
1606	慶長 11	造営[完成、秀忠移徙]		
1622	元和 8	11.10[改造完成、秀忠移徙]		
1624	寛永 1		9.22 [改造完成、前将軍秀忠移徙]	
1634	寛永 11		閏 7.23 焼失	
1636	寛永 13		11.26 [再建完成]	6.21 二の丸[造営]
1637	寛永 14	8.27 [改造完成、家光移徙] 9.19 [手直し完了、改めて家光移徙]		
1639	寛永 16	8.11 焼失		
1640	寛永 17	4.5[再建]竣工 家光移徙		
1641	寛永 18			1.6 二の丸取壊
1643	寛永 20			7.11 ~ 12 二の丸、三の丸安鎮
1648	慶安 1		9.26 改造に着手	9.28 三の丸竣工
1650	慶安 3		9.20 竣工	
1657	明暦 3	1.19 延焼焼失 5.8 [造営]着手		1.19 二の丸、三の丸延焼焼失 8.12 二の丸[竣工]
1659	万治 2	9.5 竣工 家綱移徙		
1680	延宝 8			11.10 三の丸修理[竣工]
1688	貞享 5		8.7 修理[着工]	
1688	元禄 1		12.4 竣工	
1688	元禄 2			11.26 三の丸改造
1709	宝永 6	4.1 御座の間復古式に改造 11.2 竣工 家宣移徙		
1716	享保 1	休息の間を撤去		
1727	享保 12	3.13 休息の間立柱		
		6.1 吉宗移徙(これまで軒廊に起居)		
1738	元文 3 頃			三の丸撤去
1747	延享 4			4.16 二の丸焼失
1759	宝暦 9			10.4 二の丸釘始・柱立
1760	宝暦 10			5.13 二の丸竣工
1798	寛政 10			3.14 二の丸修理を

				命ずる
1833	天保 4			3.28 二の丸新御殿造営成る
1838	天保 9		3.10 台所失火焼失 前將軍[家齊]本丸へ 8.3 小普請方釘始・鍬始・柱立 9.19 作事方釘始・鍬始・立柱	
1839	天保 10		4.27 [竣工 前將軍家齊] 移徙	
1844	天保 15	5.10 長局より出火・焼失 7.23 作事方釘始・鍬始・立柱 7.25 小普請方釘始・鍬始・立柱	5.10 將軍[家慶]西の丸へ移る	
1845	弘化 2	2.28 [再建竣工 家慶] 移徙		
1852	嘉永 5		5.22 焼失 7.12 建始め 12.21[竣工 世子家祥] 移徙	
1859	安政 6	10.17 失火本丸焼ける		
1860	万延 1	3.25 再建着工 11.9 竣工 家茂移徙		
1863	文久 3	11.15 作事小屋出火 焼失	6.3 延焼 焼失 11.25 仮御殿造営	11.15 二の丸焼失
1864	文久 4		1. 仮御殿着工	
1864	元治 1		7.1 竣工 家茂移徙	
1865	慶應 1			4.29 二の丸竣工
1867	慶應 3		10.13 大政奉還を請う 慶喜將軍辭職を請う	12.23 二の丸出火焼失
1873	明治 6		5.5 出火 焼失	

本略年表は、『調査研究報告書 江戸城本丸等障壁画絵様《本文篇》』（東京国立博物館編集・発行 昭和 63.11）収載の「江戸城の諸御殿」、「江戸城諸御殿造営年表」（平井聖）から著者の了解を得て、御殿造営関係の主な事項を抜出して作成した。[]内は、上記文献、年表にない語を補記したものである。

(5) 甲良氏歴代一覽

代	実名(諱)	通称	作事方 在職年間	没年月日	備考(事績等)
初代	宗廣	豊後守 小左衛門・左衛門尉	慶長元年 寛永13年 (1596 1636)	正保3年3月17日 (1646)	日光東照宮造替 寛永寺五重塔造営 台徳院靈廟造営(下棟梁)
2代	宗次	左衛門	慶長19年 寛永15年 (1614 1638)	寛永17年8月28日 (1640)	台徳院靈廟造営(下棟梁)
3代	宗賀	豊前助五郎	延宝元年 元禄12年 (1673 1699)	享保2年8月12日 (1717)	善光寺本堂造営 日光東照宮修理(元禄度)
4代	宗員	相員 助五郎・左衛門 志摩・豊前	延宝5年 享保11年 (1677 1726)	享保18年3月28日 (1733)	日光東照宮修理(元禄度) 日光東照宮修理(正徳度)
5代	棟利	若狭 小左衛門・宗諱	享保3年 享保20年 (1718 1735)	享保20年4月4日 (1735)	日光東照宮修理(正徳度)
6代	棟保	匠五郎	享保20年 宝暦7年 (1735 1757)	明和3年12月12日 (1766)	
7代	棟政	小左衛門 清五郎	宝暦7年 宝暦10年 (1757 1760)	宝暦10年8月20日 (1760)	
8代	棟村	豊前 筑前・富助	宝暦10年 文政2年 (1760 1819)	文政3年4月28日 (1820)	日光東照宮修理(安永度) 江戸城西丸御殿修理(寛政度)
9代	棟彊	吉太郎	文化9年 天保4年 (1812 1833)	天保5年1月6日 (1834)	
10代	棟全	筑前 若狭・初三郎 作之助	天保4年 慶応4年 (1833 1868)	明治11年9月4日 (1878)	江戸城西丸御殿(天保度) 江戸城西丸御殿(嘉永度) 日光東照宮修理(文久度)
11代	棟隆	若狭 志摩・匠造 保之助		明治43年12月24日 (1910)	日光東照宮修理(文久度) 江戸城本丸御殿(万延度)
(12代)	大島盈株 (ミツト)			大正14年2月13日 (1925)	・甲良若狭に弟子入り12代を継ぐ (棟全の子、大島家に養子) ・甲良氏図面を保管
	伝次郎			昭和21年5月2日 (1946)	(棟隆の子) ・S3日比谷図書館に譲渡 ・甲良家本家筋は断絶

* 甲良氏は、初代宗廣から11代棟隆まで、江戸幕府作事方大棟梁の職を代々勤めました。当館の所蔵する甲良家文書は、甲良家最後の当主甲良伝次郎氏から、昭和3年、当時の日比谷図書館に納められたものです。その内646点が、昭和62年、国の重要文化財に指定されました。

* 下記の文献を基に作成しました。

- ・「江戸幕府大棟梁甲良氏に就いて」田邊泰(建築雑誌 第50輯 609号 昭和11年2月)
- ・「江戸城関係図面と幕府作事方大棟梁甲良家」
『江戸城』 平井聖監修、伊東龍一著 (至文堂 平成4) p.247所収
作成にあたり、平井聖、伊東龍一先生のご指導を受けました。

(6) 「東京都立中央図書館特別文庫室重要文化財資料利用要綱」

東京都立中央図書館特別文庫室重要文化財資料利用要綱

(15 中図サ情第 167 号 平成 16 年 1 月 13 日決定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、東京都立中央図書館(以下「図書館」という。)が特別文庫室において所蔵する資料のうち、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)により重要文化財に指定されたもの(以下「資料」という。)を保護し、後世まで未長く保存するために、東京都立図書館館則(昭和 62 年東京都教育委員会規則第 11 号)第 3 条の規定に基づき、資料の利用に関し、必要な事項を定める。

(閲 覧)

第 2 条 資料を閲覧できる者は、公用の研究若しくは調査又は学術研究若しくは調査の目的を有する者で、資料の保存に配慮した閲覧が可能と認められる 18 歳以上のものとする。

第 3 条 閲覧は、特別文庫閲覧室内又は職員の指定する場所で、職員の指示により行うものとする。

(閲覧者の登録)

第 4 条 資料の閲覧をしようとする者は、あらかじめ重要文化財閲覧者登録申請書(別紙様式 1。以下「申請書」という。)により閲覧者登録の申請を行い、重要文化財閲覧者登録証(別紙様式 2。以下「登録証」という。)の交付を受け、閲覧に際して当該登録証を提示しなければならない。

2 申請書の提出に際しては、住所、年齢及び閲覧目的が確認できる書類を提示しなければならない。

3 館長は、申請書が提出されたときは、第 2 条に規定する要件及びその他必要な事項について審査の上、登録証を交付するものとする。

4 登録証の有効期間は、交付の日から交付の日の属する年度の末日までとする。

(届出等)

第 5 条 登録証の交付を受けた者は、その記載事項に変更が生じたとき又は紛失、汚損等事故の生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 登録証を他人に貸与又は譲渡することはできない。

3 不正に使用され、又は紛失の届けが提出された登録証は無効とする。

(閲覧の申込み)

第 6 条 資料の閲覧は、特別文庫閲覧室で安全に広げられない大型図等の資料の場合は希望日の 1 箇月前までに、その他の場合は 1 日前までに申し込むものとする。

(閲覧の制限)

第 7 条 館長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、閲覧を制限することができる。

- (1) 資料の汚損又は損傷が著しい場合
- (2) 閲覧により、資料に損傷のおそれがある場合
- (3) 特別文庫閲覧室で安全に広げられない資料の場合で、会場等が確保できない場合
- (4) その他資料の保存のために特別の配慮が必要な場合

(閲覧点数)

第 8 条 閲覧する資料の数は 1 回の閲覧につき 7 点までとする。ただし、特別文庫閲覧室内で安全に広げられない資料の場合は 1 回の閲覧につき 2 点までとする。

(閲覧の停止)

第 9 条 館長は、閲覧者が資料の取扱いについて図書館職員の指示に従わず、資料のき損等、資料の保存に影響を及ぼす危険があると認めるときは、閲覧を停止させることができる。

(貸 出)

第 10 条 館外への貸出は、次に掲げる場合を除き、行わないものとする。

- (1) 文化庁長官の行う公開等の目的で、文化庁の要請があった場合
- (2) その他館長が特に認める場合

(資料の複写)

第 11 条 資料の複写は、調査研究の目的で行う場合についてのみ許可するものとし、その取扱いは東京都立中央図書館特別文庫資料複写要綱（昭和 46 年 3 月 3 日付 46 日図発第 226 号）に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として図書館が複写原版を保持している場合は許可しない。
- (2) 複写の方法は、スチール写真又はマイクロ撮影によるものとし、電子コピー機、デジタルカメラ、テレビカメラ及びスキャナー等を使用することはできない。
- (3) 複写に当たっては、原則として図書館職員の指示及び立会いの下で行うものとする。
- (4) 安全に資料を広げて撮影できる場所等を確保した上で行うものとする。
- (5) 館長は、前(3)及び(4)の条件が整わない場合は、許可しないことができる。
- (6) 複写に当たって作成した原版は館に寄贈するものとする。

(罰則及び弁償)

第 12 条 閲覧者が資料を紛失し、又は損傷した場合は、文化財保護法第 107 条及び東京都立図書館館則第 10 条の規定によるものとする。

附 則

この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。